

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成31年度
計画主体	白老町

白老町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 北海道白老町農林水産課
所在地 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
電話番号 0144(82)6491
FAX番号 0144(82)4391
メールアドレス nousei@town.shiraoi.hokkaido.jp
nousei@town.shiraoi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・アライグマ・タヌキ・ヒグマ・キツネ・カラス・オットセイ
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	白老町の全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	牧草・デントコーン・野菜類	307.3ha 約16,208千円
アライグマ	家畜飼料・野菜類	0.5ha 約1,620千円
タヌキ	家畜飼料・野菜類	不明
ヒグマ	家畜飼料・野菜類	0.75ha 約2,581千円
キツネ	家畜飼料・野菜類	不明
カラス	家畜飼料・野菜類	48千円
オットセイ	水産物	不明
	漁具	471反 約2,293千円

(2) 被害の傾向

エゾシカ	本町におけるエゾシカの生息状況は、町内全域に生息しており、牧草・家畜飼料・野菜類に甚大な被害を与え、平成30年度の被害額は約16,208千円になるなど過去最大の被害額として問題となっている。生息数はライトセンサスによる調査でも増加傾向にあり、町内広範囲に被害が拡大している。近年は森林被害(樹皮の食害、苗木の食害)や特に、新規野菜農家の参入による露地野菜被害の報告も受けている。また、シカが路上に飛び出し車や列車と接触するなどの生活環境被害もある。
アライグマ	近年、捕獲数が増加傾向にあることから、生息数は減少していないと推測される。 畜産農家が保管している飼料などに被害や野菜農家が栽培している露地野菜に被害が発生している。また家庭菜園などの各種野菜の食害や踏付けがあり、被害地域は全町に及んでいる。
タヌキ	近年、捕獲数が増加傾向にあることから、生息数は減少していないと推測される。 畜産農家が保管している飼料などに被害や野菜農家が栽培している露地野菜に被害が発生している。また家庭菜園などの各種野菜の食害や踏付けがあり、被害地域は全町に及んでいる。
ヒグマ	家畜飼料や露地野菜の食害が発生している。

キツネ	近年、捕獲数が増加傾向にあることから、生息数は減少していないと推測される。 畜産農家が保管している飼料などに被害や野菜農家が栽培している露地野菜に被害が発生している。また家庭菜園などの各種野菜の食害や踏付けがあり、被害地域は全町に及んでいる。
カラス	町内全域に分布し、家畜飼料や家庭菜園などに被害が出ている。
オットセイ	冬季から春季にかけて白老沖合に來遊し、刺し網にかかった魚を捕食し、併せて漁具を破るなどの被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標指標

鳥獣の種類	現状値 (平成31年度)		目標値 (平成33年度)	
	被害面積	被害金額 (千円)	被害面積	被害金額 (千円)
エゾシカ	307.3ha	約16,208	290ha	15,000
アライグマ	町内全域	約1,620	町内全域	1,500
ヒグマ	町内全域	約2,581	町内全域	2,400
カラス	町内全域	48	町内全域	40
オットセイ	町内全域	(13件)471反 2,293千円		(8件)282反 1,375千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① エゾシカ 緊急捕獲事業により有害駆除を実施。 とまこまい広域農業協同組合と白老町とが、地元猟友会の協力により有害駆除を実施し、補助金を支出している。</p> <p>②アライグマ 箱ワナの設置による捕獲を実施している。</p> <p>③タヌキ 箱ワナの設置による捕獲を実施している。</p> <p>④ヒグマ 人畜への危険性が発生した場合に、箱ワナを設置している。</p> <p>⑤キツネ 農業被害や生活環境被害が出た場合に、箱ワナによる捕獲を実施している。</p> <p>⑥カラス</p>	<p>① エゾシカ 捕獲補助金額の増額要望が強い。 緊急捕獲頭数の上限に年度内に達してしまい、春先に捕獲が停滞している。</p> <p>②アライグマ 捕獲頭数の増加に伴い、焼却処分場の燃料代などの経費負担が増加している。また、焼却施設の老朽化に伴い、改修、改築が急務である。</p> <p>③タヌキ アライグマと同じ。</p> <p>④ヒグマ 行動範囲が広く、調査しても居場所が特定できない。</p> <p>⑤キツネ アライグマと同じ。</p> <p>⑥カラス</p>

	<p>農業被害や生活環境被害が出た場合に、地元猟友会へ依頼し、銃器による捕獲を実施している。</p> <p>⑦オットセイ 動物駆逐用煙火等で威嚇を実施している。 水中音波装置を導入し、追い払い実証検査を実施している</p>	<p>住宅街近郊の内の場合銃器による駆除が困難である。</p> <p>⑦オットセイ 猟虎膾炙獣猟獲取締法により捕獲が禁止されている。駆逐用煙火を短期間で繰り返し使用すると音に慣れてしまう。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>平成25～29年度にかけて町内の牧場へエゾシカの防護柵（117,930m）を設置した。</p>	<p>防護柵の整備は農家個々の対応のため、地域全体としては効果が不十分である。また、防護柵を設置した圃場から違う圃場にエゾシカの被害が移った。</p>

（５） 今後の取組方針

<p>① エゾシカ エゾシカと住民生活との軋轢を軽減するため、これまでに講じてきた被害防止対策と同様に、可猟期間以外の緊急捕獲の実施により、エゾシカの個体数を抑制するとともに、防護柵等の設置に取り組む。また、農地周辺のヤブの刈り払い等を実施する。</p> <p>② アライグマ 白老町アライグマ等防除実施計画に基づき、「野外からの排除」を目指し、被害の低減を図るため、箱ワナ等による捕獲を行う。また、防護柵設置によるアライグマの圃場侵入を防除する。</p> <p>③ タヌキ タヌキを誘引するおそれのある廃棄物等の適正管理について、地域住民に普及啓発を図る。 有害鳥獣駆除として猟友会による駆除を実施する。市街地周辺の駆除について箱ワナ等による捕獲を行う。</p> <p>④ ヒグマ 捕獲に当たり、繰り返し出沒する個体や人身事故の恐れのある個体のみ捕獲する。</p> <p>⑤ キツネ キツネを誘引するおそれのある廃棄物等の適正管理について、地域住民に普及啓発を図る。 有害鳥獣駆除として猟友会による駆除を実施する。市街地周辺の駆除について箱ワナ等による捕獲を行う。</p> <p>⑥ カラス 有害鳥獣駆除として猟友会による駆除を実施する。</p> <p>⑦ オットセイ 猟虎膾炙獣猟獲取締法により捕獲が禁止されているため、動物駆逐用煙火等での威嚇による追い払いや水中音波装置による追い払いの実証検査の継続実施及びその他追い払い方法を胆振総合振興局ほか関係機関と検討する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊及び町職員等により捕獲する。オットセイにおいては法律により捕獲が規制されていることから威嚇による追い払いを行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
平成31年度)	①エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・生息調査・捕獲の実施 ・防護柵等の設置 ・鳥獣捕獲許可従事者（従事ハンター）に対する負担の軽減 ・技術指導者育成研修会等の開催 ・狩猟免許の取得等に係る周知、育成支援
	②アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・生息調査・捕獲の実施 ・捕獲ワナの購入 ・防護柵等の設置
平成33年度	④ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許の取得等に係る周知活動の実施 ・焼却施設の建設
	⑤キツネ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲ワナの購入 ・焼却施設の建設
	⑥カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許の取得等に係る周知活動の実施 ・技術指導者育成研修会等の開催
	⑦オットセイ	<ul style="list-style-type: none"> ・威嚇による追い払いの実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>①エゾシカ 地区別の捕獲箇所や捕獲実績頭数、また、さらに鳥獣捕獲許可従事者数等を勘案し、年間捕獲計画数を設定する。</p>
<p>②アライグマ 近年の捕獲実績を基礎に設定する。</p>
<p>③タヌキ 近年の捕獲実績を基礎に設定する。</p>
<p>④ヒグマ 人畜への危険性及び農作物の被害が発生した場合に限り捕獲するので、年間捕獲頭数は設定しない。</p>
<p>⑤キツネ 近年の捕獲実績を基礎に設定する。</p>
<p>⑥カラス 近年の捕獲実績を基礎に設定する。</p>
<p>⑦オットセイ 追い払いの実施のみ。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等（年間捕獲計画頭数）		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
エゾシカ (可猟期間以外の期間)	2,000頭	2,000頭	2,000頭
アライグマ	100頭	100頭	100頭
タヌキ	200頭	200頭	200頭
ヒグマ	—	—	—
キツネ	60頭	60頭	60頭
カラス	200羽	200羽	200羽

捕獲等の取組内容
1年を通して町内一円で銃器・わな等により捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
圃場への侵入経路が多岐に渡るため、エゾシカの通行路にくくり罠を仕掛けても、捕獲漏れが多発するため、農場主より依頼があった場合には圃場付近で捕獲する。また、圃場に連担する生息地での捕獲についてもくくり罠では効率が悪いいためライフル銃による捕獲を必要とする。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
-	-

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
エゾシカ	設置する(ソーラーパネルによる電気柵の設置) (高さ1.5m 農家1件 総延長1.6km) (金網柵の設置) (高さ2.26m 農家3件 総延長4km)	設置する(ソーラーパネルによる電気柵の設置) (高さ1.5m 農家3件 総延長3km)	設置する(ソーラーパネルによる電気柵の設置) (高さ1.5m 農家3件 総延長3km)

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
平成31年度 ） 平成33年度	エゾシカ アライグマ ヒグマ キツネ カラス	鳥獣被害の拡大防止に向け、被害状況の確認及び被害農家等に対する鳥獣被害防止知識の普及活動
	オットセイ	被害状況の確認及び鳥獣被害防止知識の普及活動

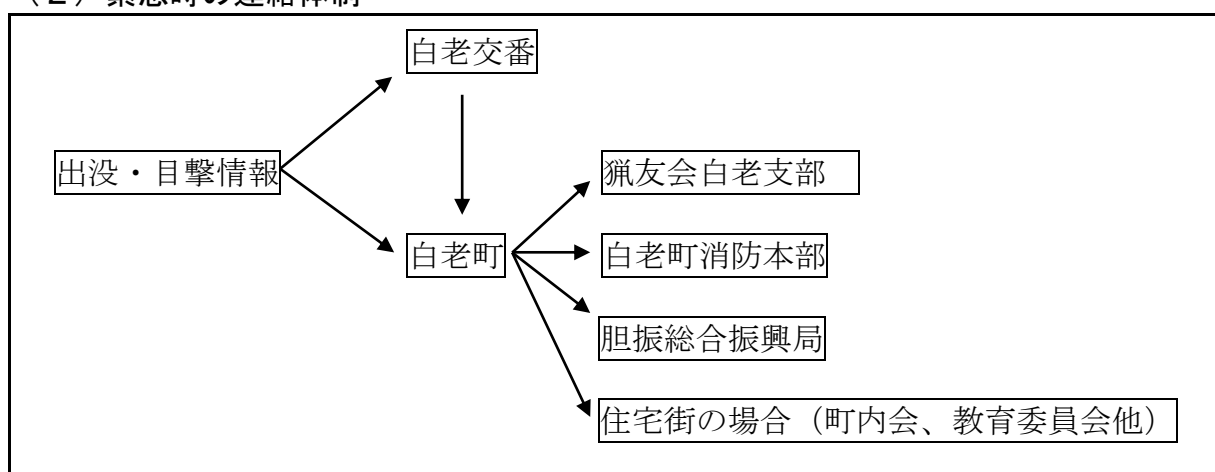
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
白老町	情報収集、現地の状況調査、有害鳥獣捕獲許可申請、関係機関への周知、町民への啓発・周知等
苫小牧警察署（白老交番）	緊急対応、住民の避難誘導
北海道猟友会苫小牧支部 白老部会	現地確認、捕獲、追い払い
胆振総合振興局	有害鳥獣捕獲許可、情報収集

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規定等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適正に処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食用・皮革として使用できるものは加工販売する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	白老町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
白老町（農林水産課、生活環境課）	エゾシカ・カラスの個体数調整に係る支援、アライグマ捕獲処理、その他鳥獣被害防止に係る総合調整及び協議会の連絡・調整等
とまこまい広域農業協同組合白老支所	エゾシカ個体数調整に係る支援、その他鳥獣被害防止に係る調査活動等
いぶり中央漁業協同組合	オットセイ他鳥獣被害防止に係る調査活動等
苫小牧広域森林組合白老支所	民有林における被害防止対策
北海道猟友会苫小牧支部白老部会	エゾシカ・カラスの個体数調整に係る従事ハンターの協力、ヒグマに係る町嘱託ハンターへの協力、その他鳥獣被害防止に係る駆除活動等
鳥獣保護員	鳥獣の生態などの専門的立場で被害防止対策に助言を行なう。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
胆振地域エゾシカ対策連絡協議会	胆振管内のエゾシカによる農林業被害の軽減を目的とする対策の連絡協議
北海道胆振総合振興局（環境生活課、農務課、林務課、水産課）	胆振地域エゾシカ対策連絡協議会の主宰及び事務局として、エゾシカ被害防止技術の情報提供を行うとともに、有害鳥獣全般の捕獲許可、指導を行う。
胆振東部森林管理署	国有林の入林承認手続き等
胆振農業改良普及センター	農業被害の把握や情報提供
胆振地区水産技術普及指導所	漁業被害の把握や情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は、北海道猟友会苫小牧支部白老部会等で構成し、体制を整備する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

9. その他被害防止施策の実施に関する必要な事項

—